

特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日付け22経営第7203号
改正 平成25年5月16日付け25経営第371号
最終改正 平成27年4月9日付け26経営第3506号

(通則)

第1 農林水産大臣は、特定地域経営支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7199号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行うアイヌ農林漁業対策事業及び沖縄農業対策事業に要する経費につき、北海道及び沖縄県（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 別表の区分間の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、農林水産大臣が別に定める日

までとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき、農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、農林水産省経営局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第10 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をしたとき、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をしたとき、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、別表の経費の欄の2に掲げる事業により取得した取得価格が、1件当たり50万円以上の機械及び器具とする。

(補助金の経理)

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第13 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6から第12までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、当該間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約しようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱（昭和51年7月26日付け51構改B第1361号農林事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱に基づき平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとし、その実施が平成23年度以降に繰り越しされたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお、従前の例によることとする。

別表（第2関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 整備事業	1 アイヌ農林漁業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 生産基盤整備及び施設整備に要する経費 イ 附帯事務費	2/3以内 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 沖縄農業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 生産基盤整備及び施設整備に要する経費 イ 附帯事務費	2/3以内 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
2 推進事業	1 アイヌ農林漁業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 機械の導入費 イ 推進事務費	2/3以内 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 沖縄農業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 機械の導入費 イ 推進事務費	2/3以内 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

別記様式第 1 号（第 4 関係）

平成 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）※交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 沖縄県にあっては内閣府
 沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名 ㊟

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、特定地域経営支援対策事業
費補助金交付要綱第 4 の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

※ （〇〇〇事業）には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

- 1 アイヌ農林漁業対策事業 （様式 A）
- 2 沖縄農業対策事業 （様式 B）

(様式A) アイヌ農林漁業対策事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

区分	市町村名	地区名	事業種目	事業実施主体	受益戸数	事業量	工期		総事業費	負担区分				担保 金融機関名 融資金額 償還年数 その他	備考
							着工年月日	竣工年月日		国庫補助金	道費	市町村費	その他		
1 整備事業															
2 推進事業															
合計															

- (注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合には、金融機関名、融資名、融資額、償還年数その他必要な事項を記入すること。
- 3 工期欄には、交付申請書にあっては着工及び竣工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及び竣工年月日を記入すること。
- 4 別表の経費の欄の附帯事務費及び推進事務費については、経費の内訳が分かる資料を添付すること。

(2) 経費の配分

区 分	総事業費	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A + B)	負 担 区 分			
			国庫補助金 (A)	道 費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)
1 整備事業	円	円	円	円	円	円
2 推進事業						
合 計						

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）
(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 道 費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	
2 推進事業					
合 計					

5 添付資料
補助金の交付に関する規程

(様式B) 沖縄農業対策事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分
(1) 事業の内容

区分	市町村名	地区名	整備内容	事業実施主体	受益戸数	事業量	工期		総事業費	負担区分				担保 金融機関名 融資金額 償還年数 その他	備考
							着工年月日	竣工年月日		国庫補助金	県費	市町村費	その他		
1 整備事業															
2 推進事業															
合計															

- (注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合には、金融機関名、融資名、融資額、償還年数その他必要な事項を記入すること。
- 3 工期欄には、交付申請書にあっては着工及び竣工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及び竣工年月日を記入すること。
- 4 別表の経費の欄の附帯事務費及び推進事務費については、経費の内訳が分かる資料を添付すること。

(2) 経費の配分

区 分	総事業費	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A + B)	負 担 区 分			
			国庫補助金 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)
1 整備事業	円	円	円	円	円	円
2 推進事業						
合 計						

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 県費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	
2 推進事業					
合 計					

5 添付資料
補助金の交付に関する規程

別記様式第2号（第6関係）

平成 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 沖縄県にあつては内閣府
 沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた特定地域経営支援対策事業費補助金について、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき、下記のとおり変更し〔補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。〕たいので承認されたく申請する。

なお、その他については申請書記載のとおりとする。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- （注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 記の記載については、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名 印

このことについて、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況（第 ・四半期末現在）

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

（注）1 区分欄には、別記様式第1号の記の「経費の配分」に記載した事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、助成金の支払金額に該当する事業費を記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 沖縄県にあっては内閣府
 沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

記

- （注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
3 なお、間接補助事業者等に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の4（2）の備考欄に、間接補助金の支出を完了した年月日を記載すること。
4 添付資料については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第5号（第10関係）

平成 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長 〕

道県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった特定地域経営支援対策事業費補助金について、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第10第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。〕

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受等印のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第12関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業種目 (事業細目)	事業実施 施主体	業務の 内 工種構造 施設区分	容 容		事業 事 量	工 工 着 工 年月日	竣工 年月日	経 費	の 配 分			処分制限期間		処分の状況		適要
				施工箇所 又は 設置場所	施設					国庫 補助 金	自己 資金	その他	耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日	処分の 内 容	
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄については、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 7（第13関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。